

浄化槽設置整備費補助金パンフレット

令和
6年度

大田原市市民生活部生活環境課

大田原市本町1-4-1

TEL : 0287 (23) 8775 FAX : 0287 (23) 8923



補助対象となる方(大田原市)

下水道に接続できない区域において、新築住宅や既存住宅に浄化槽を設置する方が対象です。(下水道に接続できない区域とは、公共下水道事業計画区域及び特定環境保全公共下水道事業計画区域並びに農業集落排水処理区域を除く市内全域です。)

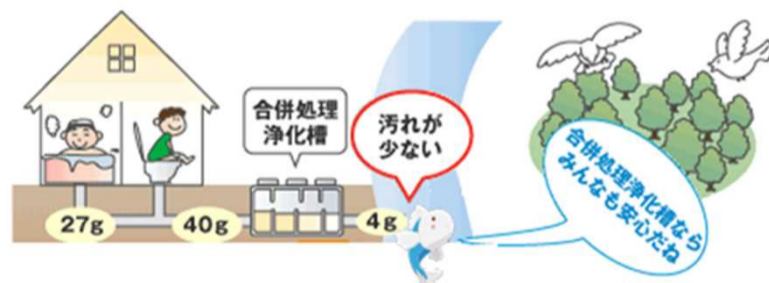
なお、補助対象となる住宅とは、主に居住を目的とする建物です。(延べ床面積2分の1以上を居住の目的とする併用住宅を含む。)

※下水道事業計画区域内でも下水道使用が当分見込まれない場合、補助対象となる場合がありますので、生活環境課にご相談ください。

<浄化槽を設置する目的>

自然環境の保全

生活排水の汚れを分解し、その処理水だけを流すので自然に優しいです。川や水辺、地下水をきれいにするにもつながります。



衛生の向上

トイレを水洗化し、雑排水（お風呂や台所などからの排水）の汚れも分解するため衛生的です。雑排水が原因となる側溝や水路からの悪臭を防ぐのにも効果的です。

安全・安心

トイレの水洗化により、小さなお子様からお年寄りまで安全にトイレが使えるようになり、バリアフリーへの対応も可能になります。



イラスト出典：環境省ホームページ

補助金額

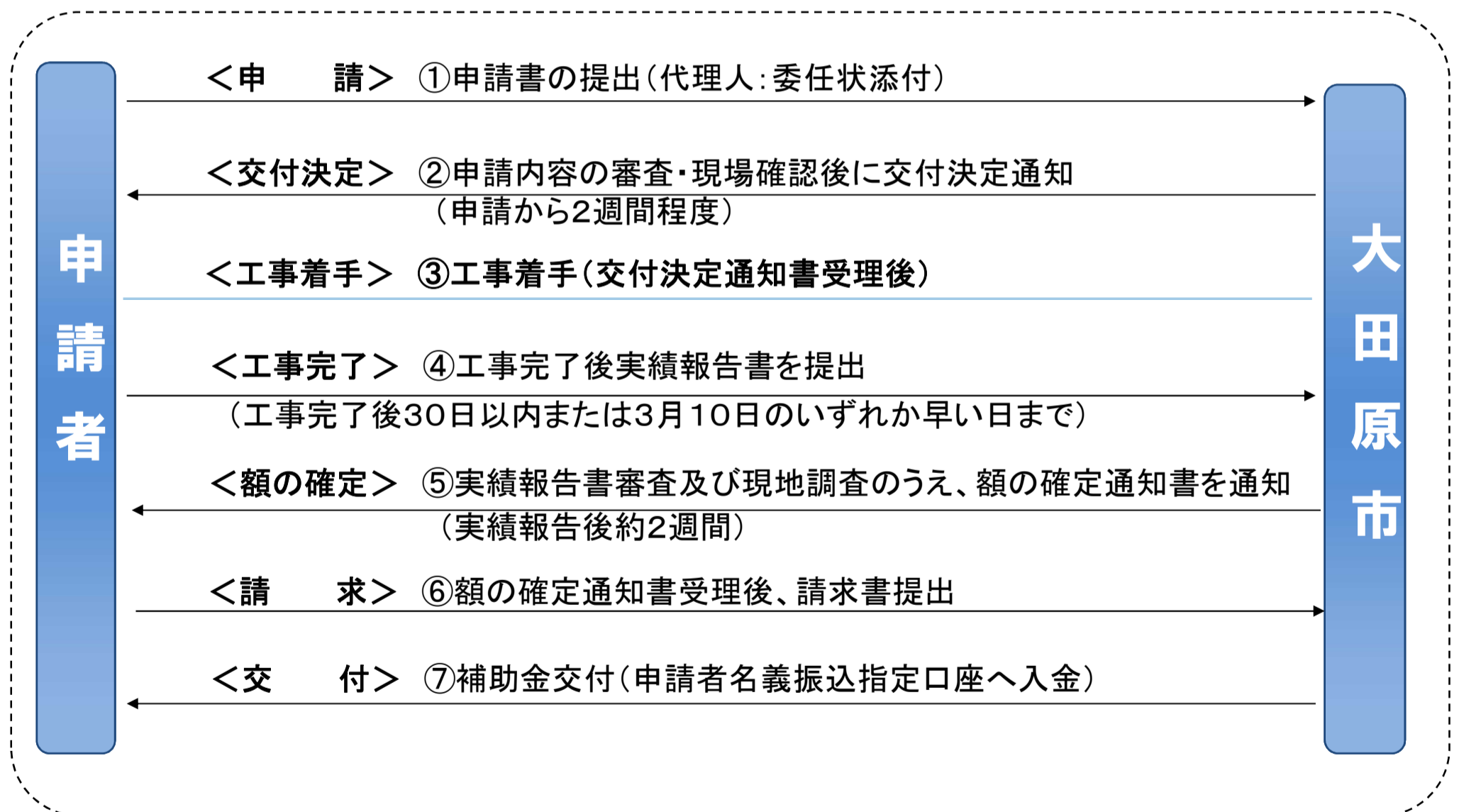
| 区 分 | 限度額 |
|--------|----------|
| 5人槽 | 332,000円 |
| 7人槽 | 414,000円 |
| 10人槽以上 | 548,000円 |

※処理対象人員50人以下の浄化槽が補助金対象となります。

※浄化槽設置に伴い単独処理浄化槽の撤去(全撤去)を行う場合には、単独処理浄化槽の撤去費(上限90,000円)を補助します。

※併用住宅の補助限度額は、居住部分を算出した人槽区分となります。

申請から交付までの手順



・補助金は、予算の範囲内で申請受付順の交付となります。

・補助金の申請等手続きについては、委任状により事業者が代理で申請を行うこともできます。

・工事は、浄化槽設備士を有する栃木県に登録した浄化槽工事業者が施工できます。

補助対象とならない方

- 住宅を賃貸又は販売することを目的として浄化槽を設置する方
- 市町村税、水道料金、下水道使用料、受益者負担金等を滞納している方
- 交付の決定を受ける前に浄化槽の設置工事に着手した方
- 浄化槽を設置する住宅が完成した後、速やかに住民票を異動して実際に居住することができない方
- 前住所で生活排水を合併処理浄化槽で処理していた方
ただし、前住所が市外の方、集合住宅・賃貸住宅に住んでいた方、分家して住宅を新築する方は対象となります。

補助対象となる浄化槽

・浄化槽法第4条第2項の規定による構造基準及び環境省が定める性能要件を満たす「**環境配慮型浄化槽**」に限ります。

※＜浄化槽法第4条第2項＞

浄化槽の構造基準に関しては、建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例に基づくものである。

※環境配慮型浄化槽の型式一覧は、一般社団法人浄化槽システム協会のホームページからご確認ください。



必要書類

交付申請(交付決定後に工事着手)

- 補助金交付申請書(様式第1号)
- 建築基準法第6条第1項に規定する確認申請に添付した浄化槽仕様書及び確認済証又は審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し
- 浄化槽の構造図
- 設置場所の案内図、配置図及び建物の平面図
- 法定検査依頼書の写し(浄化槽法第7条関係)
- 合併処理浄化槽設置事業における国庫補助指針に適合する浄化槽であることを証する登録証の写し(10人槽以下)
- 登録浄化槽管理票(C票)及び保証登録証(市町村用)
- 工事見積書
※単独処理浄化槽の撤去を伴う場合、浄化槽設置工事費と単独処理浄化槽の撤去費がそれぞれ分かるように区分したもの
- 浄化槽設備士免状の写し
- 市町村納税証明書(申請時点において市外で課税されている者に限る(3か月以内に取得したもの))
- 環境保全に関する誓約書の写し(指導要綱第7条第2項関係)
※浄化槽仕様書及び確認済証の写しを添付して申請する場合は、原本を提出
- 浄化槽放流水の敷地内処理装置概要書及び維持管理誓約書(設置する場合に限る)
- 浄化槽の設置に関する住宅及び土地の所有者からの承諾書(借用する場合に限る)
- 工事着手前の浄化槽設置場所の写真(撮影日が記録されたものに限る)
- 下水道接続に関する誓約書(市単独補助対象区域に浄化槽を設置する者に限る)
- 委任状(本人以外が申請する場合に限る)

実績報告(工事完了後30日以内または3月10日のいずれか早い日まで)

- 実績報告書(様式第5号)
- 工事完了報告書の写し
- 領収書の写し
※単独処理浄化槽の撤去を伴う場合、浄化槽設置工事費と単独処理浄化槽の撤去費がそれぞれ分かるように区分したもの
- 浄化槽使用開始報告書の写し
- 浄化槽保守点検業者との業務委託契約書の写し
- 浄化槽設置工事の現場写真及び提出写真チェックリスト
※単独処理浄化槽の撤去を行った場合にあっては、当該撤去工事に係る写真を含む
- 浄化槽使用廃止届出書の写し(既存の単独処理浄化槽及び合併処理浄化槽を廃止する場合に限る)
- 誓約書(様式第6号)の写し
- チェックリスト(様式第7号)
- 産業廃棄物管理票D票(既存の単独浄化槽を撤去する場合に限る)